

障害者差別解消法がスタートしました

障がいのある人もない人も、お互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる大田区を実現しましょう

障害者差別解消法とは？

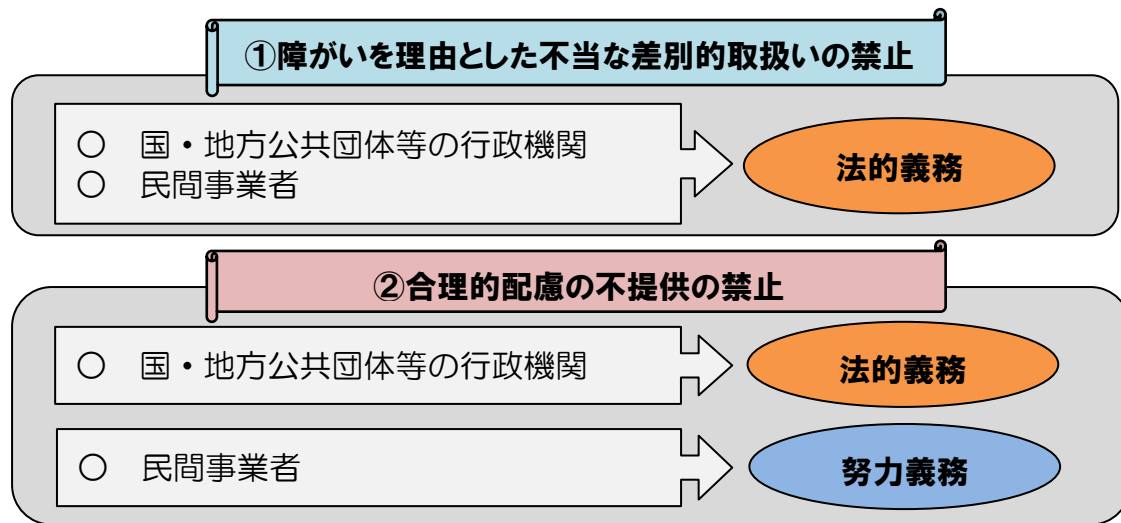
目的

国や地方公共団体などの行政機関、民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などを定めることによって、**障がいの有無にかかわらず、すべての国民が共に生きる社会**を実現することを目的としています。

内容

障がいを理由とする差別を解消するための措置として、行政機関と民間事業者には、「障がいを理由とした**不当な差別的取扱い**の禁止」と「**合理的配慮**の不提供の禁止」が義務付けられています。（民間事業者の合理的配慮の提供は努力義務になります。）

また、行政機関と民間事業者だけでなく、**障がいのある人も含めた国民一人ひとりが、障がいを理由とする差別の解消の推進に貢献することが求められています。**



※「障がいとは何か？」

を考えるときに、大切なこととして、「**社会モデル**」という考え方があります。これまで障がいは、病気や外傷等から生じる、個人の問題であるとされてきました。これを「医学モデル」といいます。社会モデルというのは、これまでの医学モデルの考え方とは違い、障がいを、個人の問題ではなく、**社会の環境によって作り出されていくもの**であると考えています。

例えば・・・

車いすの方が、段差があって建物に入れないときに、その人の足が不自由であるのが原因とするのが「医学モデル」の考え方で、建物の構造やそれを手助けする人がいないことが原因であるとするのが「社会モデル」の考え方です。

障害者差別解消法に関する大田区ホームページもご覧ください。（当チラシのPDF・テキスト版も掲載）
http://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/fukushi/shougai/syougai_sabetsu_kaishou_hou.html

不当な差別的取扱いとは？

「不当な差別的取扱い」とは、**正当な理由なく、障がい**を理由として、サービスの提供を拒否したり、場所や時間帯などを制限したり、障がいのない人には付けないような条件を付けたりすることにより、**障がい者の権利利益を侵害**することです。

- 例 ○ 「障がいがある」という理由だけで、**スポーツクラブに入会させてもらえないこと。**
○ 「障がいがある」という理由だけで、**アパートを貸してもらえないこと。**

正当な理由にあたるかどうかは、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益を考慮したうえで、具体的場面や状況に応じて、総合的かつ客観的に判断されることとなります。

合理的配慮とは？

「合理的配慮」とは、障がいのある人や家族などから、何らかの配慮を求める**意思の表明があった場合**において、その実施にあたり、**過重な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮**を行うことです。

- 例 ○ **車いすの方が乗りものに乗るときに手助けをすること。**
○ **聴覚障がいのある方に、筆談や手話などを使って、コミュニケーションをとること。**

過重な負担にあたるかどうかは、個別の事案ごとに、費用の程度、人的な制約、物理的な制限などを考慮したうえで、具体的場面や状況に応じて、総合的かつ客観的に判断されることとなります。

※「社会的障壁」とは、法において、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

- 例 ○ 事物：通行や利用がしにくい施設、設備など。 ○ 制度：利用しにくい制度など。
○ 慣行：障がいのある人を意識していない慣習や文化など。 ○ 観念：障がいのある人への偏見など。

相談窓口 障害者差別に関するご相談は、下記窓口へお問い合わせください

障害福祉課

障害者支援担当（障害事業）
電話：03-5744-1251
FAX：03-5744-1555

障害者支援担当（計画）
電話：03-5744-1700
FAX：03-5744-1555

児童発達支援係
電話：03-5744-1316
FAX：03-5744-1592

障がい者総合サポートセンター

相談支援部門
電話：03-5728-9433
FAX：03-5728-9437

相談支援調整係
電話：03-5728-9134
FAX：03-5728-9136



大森地域福祉課

障害者地域支援担当
（身体障害者支援）
電話：03-5764-0657
FAX：03-5764-0659

（知的障害者支援）
電話：03-5764-0710
FAX：03-5764-0659

（精神・難病医療費助成）
電話：03-5764-0696
FAX：03-5764-0659

調布地域福祉課

障害者地域支援担当
（身体障害者支援）
電話：03-3726-2181
FAX：03-3726-5070

（知的障害者支援）
電話：03-3726-6032
FAX：03-3726-5070

（精神・難病医療費助成）
電話：03-3726-4139
FAX：03-3726-5070

蒲田地域福祉課

障害者地域支援担当
（身体障害者支援）
電話：03-5713-1504
FAX：03-5713-1509

（知的障害者支援）
電話：03-5713-1507
FAX：03-5713-1509

（精神・難病医療費助成）
電話：03-5713-1383
FAX：03-5713-1509

椏谷・羽田地域福祉課

障害者地域支援担当
（身体障害者支援）
電話：03-3743-4281
FAX：03-3742-3116

（知的障害者支援）
電話：03-3741-6526
FAX：03-3742-3116

（精神・難病医療費助成）
電話：03-3741-6682
FAX：03-3742-3116